

平成29年2月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	勅使河原正之
委員会開催日	平成29年3月6日(月)、8日(水)、9日(木)、 10日(金)、13日(月)
所属委員	〔副委員長〕星公正 〔委員〕 水野さちこ 椎根健雄 円谷健市 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 斎藤勝利 西丸武進



勅使河原正之委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・17件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決・・・3件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択・・・1件

[※請願はこちら](#)

(3月 6日(月) 危機管理部)

宮川えみ子委員

危3ページ、石油コンビナート地区災害対策費は、累計額の半分以上残っているが、計画が変更されたのか。

4ページの危機管理拠点整備事業と非常用電源整備事業の減額は、請差と考えてよいのか。原子力防災費の減額は、請差としては多い気がするが、いかがか。

9ページ、環境放射能等監視事業費の減額は、機械の故障等がなかったからなのか、それとも数が少なくなったことによるものか。

部参事兼危機管理課長

石油コンビナート等防災対策推進事業の減額は、国の石油コンビナート防災アセスメント指針に基づき実施したアセスメント調査の請差によるものである。

危機管理拠点整備事業の減額は、昨年9月に運用開始した危機管理センターに入れた機器、什器等の契約請差である。

非常用電源設備事業の減額は、出先機関の地方災害対策本部に非常用電源設備を計画的に導入しているが、今年度と来年度に実施する分の設計工事等の請差を計上している。

原子力防災体制整備事業の減額は、先ほど原子力防災資機材等の年間所要見込みと説明したが、原子力防災資機材等整備の請差、点検校正の請差、機器購入の請差、委託料等の請差等、もろもろの契約請差を計上している。

緊急時・広域環境放射能監視事業の減額は、放射線モニタリング、発電所監視全県モニタリング、環境放射線モニタリング等の事業を実施しているが、モニタリング設備契約の請差、システム修繕等の契約の請差、市町村で実施される予定だった事業について当初予定より回数減となったことなどをまとめて、この額になっている。

宮川えみ子委員

請差が随分あるが、その点についてコメントはあるか。

放射能環境モニタリング緊急時・広域環境放射能監視事業で、市町村の実施回数が減った理由は、放射線の値が減ったからと受けとめてよいのか。

部参事兼危機管理課長

市町村事業の減については、大気浮遊じんの回収回数が毎日から週単位に変わったため、費用が下がったことによる請差である。

原子力安全対策課長

原子力防災費も、今回相当額請差が発生し補正計上している。予算を組む際には、業者の見積もりをとり適正価格で予算計上しているが、かなりの数の原子力防災資機材、サーベイメーター、防護服等の資機材を購入するので、一般競争入札の結果、このような額が請差として計上されることになったと理解願う。

部参事兼危機管理課長

請差全般についてだが、予算計上時には、それぞれ参考見積もり等を十分に徴取して積算に努めているが、実際の契約時には、放射線モニタリング関係以外でも請差が出ており、今回補正を計上している。

渡辺義信委員

積算して結果としてそうなったのはわかるが、一般的な案件と比べて、落札率が極端に低いのではないかと感じている。落札率はどれくらいか。

こういう商品は会社によって幅があるのかもしれないが、たたき合いを防ぐために、最低制限価格等の視点はあるのか。

部参事兼危機管理課長

工事等では必要な場合、最低制限価格を設定するとうたっているが、委託の場合には最低制限価格はない。実際に受ける先の幅が広くないので、たたき合いにはならないと思うが、ある程度絞った中で計画を実施している。

契約の落札率については、それぞれ条件等が違うので一概に何%と言えないが、委託契約の中では、落札率が低いものも出てきている。

(3月 6日 (月) 総務部)

宮川えみ子委員

総5ページ、減債基金の積み立ては、東京電力の賠償金とのことだが、平成28年度の賠償額は幾らか。また、収入としてはどこに記載されているのか。

財政課長

減債基金については、21ページの諸収入の雑入に5億8,489万4,000円という数字があるが、この中の一部に東京電力からの賠償金が入っている。

宮川えみ子委員

入った金額は減債基金に全部積んだのか。賠償金は幾らで、それは予定していた金額と合致するのか。

財政課長

5億8,489万4,000円のうち5億7,963万円が東京電力からの賠償金であり、今回の賠償金は、全て減債基金に積み立てを行う。

宮川えみ子委員

その額は、見込みどおりの額なのか。

財政課長

東京電力の賠償金は、全体で約128億円請求しており、事務的に順次調整が付き次第支払われる。今回の5億7,963万円は、東京電力との交渉により事務的に整理できたものを一番近い補正予算で整理するものである。

宮川えみ子委員

相手があるのでなかなか計画は立てにくいと思うが、賠償金は、新たな請求によってずっと積み重なっていくのか、もう決まっている額の賠償を請求するのか。

財政課長

東京電力の賠償金については、平成24年7月6日を皮切りに4回請求している。毎年1回程度、前年度もしくは前々年度の決算額を見て賠償額を算出し請求しているので、毎年毎年この金額は積み重なっていく。毎年毎年、事務的な整理をして、支払われるものは直ちに支払ってもらって整理していきたい。

宮川えみ子委員

総13ページ、私立学校振興助成費の減額は、私立学校運営費補助金で被災児童生徒数の見込みが下回ったとのことだが、どのくらい下回ったのか、その理由も含め説明願う。

14ページの高等学校等就学支援金の減額も、生徒数の見込みが下回ったとのことだが、どのくらい下回ったのか、その理由も含め説明願う。

私学・法人課長

私立学校運営費補助金のうち、被災生徒等就学支援対象人数については、当初予定では高等学校が2,194人、中学校が144人、小学校が72人、幼稚園が875人だったが、補正後では高等学校が1,620人、中学校が119人、小学校が54人、幼稚園が562人に減となった。基本的に、対象となる子供には全て支給する形で行っている。

高等学校等就学支援金は、収入がおおむね910万円を下回る世帯の生徒が対象となる。全日制は、当初見込みで9,348人だったが、現状見込みで9,100人、通信制は、当初1,542人と見込んでいたが、現状1,630人と想定しており、全体合計で今回の減額となっている。

宮川えみ子委員

見込みとの差が大分大きい、その要因は何か。

私学・法人課長

前年の状況等も踏まえて見込むが、特に被災減免については、震災後、年数を経過して少し減ってきている。対象となる、あるいは必要とする子供に確実に支給する前提で当初予算を組んでいるので、最終的には、それを下回った中で支給されることになる。

(3月 8日 (水) 総務部)

宮川えみ子委員

総2ページの職員費に職員数の記載がある。双葉郡の出先機関については、避難指示解除に合わせて、ふたば復興事務所、富岡林業指導所、富岡土木事務所を本年4月から業務再開するとの部長説明があったが、その人数は、この職員数に含まれているのか。

部参事兼総務課長

ここに計上している職員費は、総務部に属する職員の給料、諸手当であり、4月1日から再開するふたば復興事務所、富岡林業指導所、富岡土木事務所は、企画調整部、農林水産部、土木部に属する組織であるため、それぞれの部で職員費を計上している。

水野さちこ委員

総5ページ、戦略的情報発信事業費の企業との連携シンカ事業について、詳しく説明願う。

広報課長

企業の中にいる本県を応援してくれる方々と連携して、その企業の幹部の方々に、本県の現状、復興の取り組み、さまざまな本県の魅力を伝え、会社として本県への理解を深め、共感してもらうことにより、社内食堂での県産食材の活用のほか、社内会議や社員研修を本県で行ってもらうなど、企業としての本県の復興支援活動につながる支援をしていくものである。

宮川えみ子委員

この予算での目標、また、手を挙げてもらう企業をどのように獲得するかについて聞く。

広報課長

本県出身者や本県とゆかりのある方の中で、本県のために何かしたいと思っている潜在的な応援者、例えば、IT企業の実例では、40代の男性社員が社内へ働きかけ、社員食堂で福島県産品を使ったフェアを実施してもらっているが、そういった実際に活動した方と、潜在的に応援したいと思っている方々が意見交換できる場をつくりたい。交流会やワークショップの場で、活動をしている方々の経験談や活動事例を紹介してもらい、応援しようと思っている方々が実際に行動を起こせるようにしていきたい。

目標は「たくさん」となるが、企業としてそういう活動に発展させてもらえるよう、企業内の福島ファンをどんどんふやしていくことをねらいとして行う。

円谷健市委員

総16ページ、私立中学校等児童生徒授業料負担軽減事業について、詳しく説明願う。

私学・法人課長

これは私立小中学校に通う児童生徒の授業料減免を行う事業であり、来年度から、国が私立小中学校に通う児童生徒の授業料減免について、実証研究事業という形で新たに実施することを踏まえ、県としても予算化した。低所得者層の世帯について、年10万円を助成する予定である。

円谷健市委員

低所得者層とのことだが、年収基準はわかるか。

私学・法人課長

国はまだ詳細を検討中だが、今のところ年収400万円未満の層を予定している。

宮川えみ子委員

予算では何人を見込んでいるのか。

私学・法人課長

1世帯当たり10万円であり、今のところ50名程度を見込んでいる。

宮川えみ子委員

多子世帯でも10万円との理解でよいか。

私学・法人課長

基本的には世帯当たり10万円という予定だが、国が制度設計中なので、まだはっきりしないところがある。

宮川えみ子委員

いつごろまでに制度設計がわかるのか。

私学・法人課長

他県での先行事例もあるので国がその辺を調整しているが、年度の早い時期に決まると考えている。

宮川えみ子委員

総16ページの私立学校外国人指導助手招致事業費補助金は、何人を見込んでいて、どれくらいの補助率か。希望人数は全部補助となる見込みか。

私学・法人課長

補助率は2分の1である。学校に希望調査の結果、指導助手は3名程度を招致し7校程度に配置する予定としている。

水野さちこ委員

総17ページ、会津大学費の課題解決型人材育成モデル事業と18ページの女性プログラマ育成塾事業について、詳しく説明願う。

私学・法人課長

課題解決型人材育成モデル事業は、平成27年度から継続して行っている事業である。会津大学の学生等が、データ解析を中心として地域の企業課題を解決するとともに課題解決ツールを開発し、学生がそこに参加することで人材育成につなげるものである。

27年度に、小売関係の企業と組んで課題解決に当たり、POSデータ等から企業の課題を解決するアプリを開発して、ほかの地域の商店等に水平展開する取り組みを継続しており、来年度も引き続きそうした事業を実施する。

女性プログラマ育成塾事業は新規事業であり、県内IT企業の人材確保の面と、女性の活躍を支援するという両面で実施する。ICT専門の大学である会津大学が、その知見を生かして女性のプログラマーを育成する塾を開設し、県内外の女性を対象にIT技術者、プログラマーになるための学習機会を提供することにあわせ、県内のIT企業への就労も支援する事業に対して、県が補助するものである。

さまざまな状況の女性が取り組みやすいよう、eラーニング講座を基本にして、必要に応じスクーリングや企業でのインターンシップを行う。この中で、ITの基礎的な情報技術資格を取るとともに、実践的な知識、技術を習得してもらう。就労の支援については、会津大学と県内IT企業のネットワークが連携して、受講者の習熟度に応じ、企業とのマッチングを行うものである。

水野さちこ委員

女性プログラマ育成塾事業の受講者は、もともとIT関連で仕事をしている方をさらに高めるものなのか、それともまるっきり関係していない人を発掘して、企業とのマッチングまで持っていくものなのか。

私学・法人課長

これまで全くITに関係ない方を含めて、就職まで持っていくようにしたい。

宮川えみ子委員

女性プログラマ育成塾事業は、必要とする企業に宣伝してもらって、企業が実践する形になるのか。どういうところで実践を受けるのか。例えば子供の保育や年寄りの介護があるため、家で仕事をしたい人もいると思うが、その点はどうか。

私学・法人課長

学習については、先ほど述べたとおり、基本となる部分はeラーニングで行うので、子育て中の女性も十分対応できる。また、必要に応じ、取りまとめ学習や復習の意味でスクーリングを行うとともに、企業でのインターンシップ等も行いながら、就職に結びつけていく。

就労形態は、各企業の考えを聞きながら、個別にマッチングを図っていく。

宮川えみ子委員

国からの交付金等、援助はあるのか。

私学・法人課長

県単独事業として実施する。

宮川えみ子委員

会津大学運営費交付金が、今年度と比べて4,600万円程度減額になっているが、理由は何か。

私学・法人課長

大学の事務の効率化によるもの、あるいは人件費の積算上の事情などにより減になっている。

宮川えみ子委員

総12ページ、市町村行財政費の被災市町村に対する人的支援事業は、今年度の2.6倍程度になっている。復旧、帰還等で派遣要請が多いと思うが、人的支援が多くなるということか。そうだとすれば、どのくらい多くなり、どこに支援をするのか。

市町村行政課長

被災市町村に対する人的支援事業の増額の主な要因は、市町村の任期付職員採用試験の合同説明会を開催する際のPR経費が主なものである。また、被災市町村の実際の復旧・復興状況を見てもらう視察事業を新たに実施する。

我々が、被災市町村の人的支援のために全国を訪問する中で、本県の復旧・復興の状況がよくわからないと言われるので、今回、復興状況の視察会を実施し、実際に来てもらって新規派遣につなげる。さらには、現在の派遣元自治体の人事担当者の理解を得て、継続派遣をお願いする。

熊本地震の発生や全国各地の災害等で、各自治体からの派遣が厳しくなっているので、まずは県、被災市町村で、みずから任期付職員を採用して職員を確保し、他県からの応援は、継続派遣を中心にして、新規に派遣してくれる自治体を掘り起こしていく形でしっかり対応していきたい。

宮川えみ子委員

市町村の派遣要請人数に対して、実際どれくらい派遣できるのか。今後の見込みを示してほしい。

市町村行政課長

来年度に向けた今後の見通しは、2月1日現在の数字で、派遣とみずから採用する分も含めた全体では、必要数が651名に対し実際に決まったのが545名で、充足率は83.7%である。そのうち派遣分は、必要数が298名に対し決定したのが192名で、充足率は64.4%である。

現在、被災市町村と派遣を検討している自治体で人事作業を進めており、今後決まれば、充足率、派遣人数はふえてくる。

宮川えみ子委員

昨年と同時期と比較してどういう状況か。

市町村行政課長

昨年の2月1日時点の全体の充足率は62%だったが、ことし2月1日時点では83.7%になっている。

派遣分は、昨年の同時期は55.9%だったが、ことし2月1日時点では64.4%になっている。

宮川えみ子委員

後ほど資料でもらいたい。

被災市町村の仕事が厳しい、市町村職員の自殺者が多いとの報道もあり、派遣要請に応えていくことは最重要課題ではないか。それを踏まえた努力を説明願う。

市町村行政課長

例えば、これから避難解除が進む富岡町、浪江町は、役場機能を2つ持つ状況になるので、今後マンパワーの確保が非常に厳しくなると考えている。

県としても、職員の安全衛生、健康管理について配慮するよう、メンタルヘルス対策や情報について、被災市町村に積極的に提供していきたい。

懸念されるマンパワー不足については、県が他県へ要請する際に、職員が不足している市町村に重点的に職員を派遣してもらおうよう要請するとともに、任期付職員の採用により、不足しているところが充足するよう対応していきたい。

宮川えみ子委員

きょうの新聞でも、楢葉町長が、帰らない職員は昇給させないと述べた話載っており、相当厳しいと思うが、それぞれ家族がいて、戻りたくても戻れない等いろいろな事情がある。

避難先から戻る市町村は、もとのところにも支所を置かなければならないので、要請人数が多い。人的支援事業で全国的な募集をかける努力がされると思うが、ぜひ相当な努力を願う。

勅使河原正之委員長

先ほどの資料提出は大丈夫か。

市町村行政課長

提出できる。

勅使河原正之委員長

それでは委員会に提出願う。

円谷健市委員

議案第31号は、地方公務員法第23条第2項の規定に基づきとあるが、いつごろから県の人事評価の取り組みの話が出てきたのか。

職員研修課長

人事評価制度の導入は、平成18年度に新たな人事制度のあり方に関する研究会が設置され、その中で県に提言されたのが発端で、それを受け、19年度から試行を重ねてきた。最初は管理職のみを対象にしていたが、段階的に全職員まで広げ、今年度、本格運用を図った。

円谷健市委員

評価する人も大変だと思うが、例えば20人の課の場合、何%が昇給し、何%が勤勉手当から外れる等まで詰めてあるのか。

人事課長

評価は絶対評価で行うので、優秀な職員が何%という形ではなく、業績によっては相当数出る。勤勉手当については、それをそのまま成績率に当てはめる。上位何%ではなくて、優秀な職員が多ければ、その職員について一定程度、成績率の割り増しがある。

昇給については、国の取り組みを参考に上位の率を制定し、それに応じて昇給させる予定である。

西丸武進委員

職員自体に不利益がないことを前提に、能力主義の中で評価を得た者にプレミアがつくと捉えてよいか。

人事課長

今回の法律改正の趣旨が、能力主義で、評価結果を給与等の基礎にするものであるので、高い評価を得た者についてはプレミアがつく。一方で、低い評価の場合には、それに応じた昇給等がある。

西丸武進委員

そうすると評価によって職員に不利益が出てくる。職員は全て真面目で、サボる人などおらずフラットであり、不利益など生じる理由はないと思っている。仕事上の貢献、実績、能力を評価する考えが法律で出てきたので、プレミアをつけたいという対応とは違うのか。

職員研修課長

評価は、能力評価と業績評価の2つの評価で構成されており、それぞれの職において標準的に求められる能力をもとに達成度を評価するのが、この評価制度である。

例えば、主査に求められる能力について、能力と業績それぞれの程度達成できたかとの観点で評価を行う。おおむねその職に求められる能力を達成すれば標準、誰が見ても至らなければ標準よりは下がる。標準より高い能力を発揮した、業績を達成した場合には、それより上の評価が得られる制度になっている。

西丸武進委員

総務部の決定で簡単に執行できるのか。県職員の場合、労使間交渉もあるし、不当な不利益を得た場合は、人事委員会で査定を受けることもある。簡単ではないと思うが、総合調整はどうなっているのか。

人事課長

職員の勤務条件にかかわることなので、職員団体と複数回の交渉を重ねて、今回の制度について合意に至った状況である。

宮川えみ子委員

議案第31号の改正の趣旨が、人事評価の評価結果を給与に活用する、職員の昇給について人事評価の評価結果に基づく勤務成績に応じて取り扱う、勤勉手当については人事評価の評価結果に応じて支給するとなっており、要するに差がつくということである。

誰が誰を評価することになるのか説明願う。

職員研修課長

職員の直属の上司に当たる管理職が1次評価者となり、その上司の管理職が2次評価者となる。

宮川えみ子委員

1次評価と2次評価が異なる場合はどうするのか。

職員研修課長

評価者の目線合わせという観点で、1次評価者の誤り、あるいは2次評価者の評価が1次評価者の評価と明らかに食い違う場合は、2次評価者とよく相談しコミュニケーションをとりながら、納得が得られるよう調整を図る。

宮川えみ子委員

かみ合わない場合、どうするのか。

職員研修課長

基本的にはかみ合うよう調整を図ることになる。最終的には上司の判断になる。

宮川えみ子委員

能力評価と業績評価があるが、それぞれどういうことか説明願う。

職員研修課長

能力評価は先ほども述べたが、それぞれの職に求められる標準的な能力があるので、その能力を複数の観点で評価する。評価項目は、知識、技術、思考力、判断力、対人能力、意欲、態度などである。

業績評価は、それぞれの職員が、組織目標のもとに自己目標を立て、目標の達成度で評価を行う制度になっている。

宮川えみ子委員

これは上司が部下を評価する制度である。市町村職員と違って、県職員は比較的県民との直接のかかわりは少ないと思うが、県民の評判や職場での対人関係という目線での評価もあると思う。1次評価、2次評価とも上司により決まるわけで、評価の矛盾が出てくるのではないか。教師の場合、保護者、児童生徒、同僚からはよい評価でも、上から目線での評価となると、相当なずれと問題点が出てくる。

一部、能力は高まるかもしれないが、給料に直接響き、競争という形になるため、同僚間でコミュニケーションをとるのが難しくなると指摘されている。金をぶら下げるやり方は、私は逆の方向に行くと思う。

労働組合との合意はできたとのことだが、原資は決まっており、その範囲で高い人、低い人の差をつけていくことになる。労使間交渉では、どれくらいの差を合意したのか。

人事課長

昇給については、評価上位者と標準者、下位者で差をつけるが、標準が4号級、最上位者は8号級という号級数で合意を得た。具体的に幾らになるかは、各職員が今在級している給料表によって額が異なるので、一概に言えない。

勤勉手当については、標準者と優秀者の差が100分の10以内で合意を得て、成績不良の職員についても、おおむね国の取り組みを参考に、標準より100分の5を引き下げる内容で合意を得た。

宮川えみ子委員

今回は10%となっているが、さらに限りなく広がる可能性はある。この点はどうか。

人事課長

現行、今述べた内容で職員団体との合意を得たものであり、仮に必要なあって変更する場合には、また丁寧な交渉等を行って詰めていきたい。

宮川えみ子委員

不満が出た場合、どのような扱いになるのか。

職員研修課長

苦情相談、苦情処理の手続があるので、その手続に従って解決していくことになる。

宮川えみ子委員

法律によりこの条例をつくらざるを得ないのかもしれないが、例えば勤勉手当で10%も差がつくなど、非常に問題のある条例だと一言述べておきたい。

椎根健雄委員

総5ページの「点字広報ふくしま」発行事業について、説明願う。

広報課長

これは、県が発行している広報誌ゆめだよりを、視覚障がい者にも読んでもらえるよう、点字で作成したり、音声で収録したり、検索しやすいようデジタル形式で音声を入れたCDをつくる事業である。

椎根健雄委員

何部発行し、どのような形で視覚障がい者に届くのか。

広報課長

点字版は1回当たり発行部数300部、カセットテープに入れた音訳版は1回当たり10セット、CDのデジタル録音図書(DG版)は1回当たり190枚、活字版は1回当たり発行部数73部である。これらは、障がい者団体を通じて、視覚障がい者一人一人に配っている。

椎根健雄委員

視覚障がい者一人一人にきちんと届いているか気になったので質問した。

宮川えみ子委員

議案第19号福島県税特別措置条例の一部を改正する条例だが、該当者、予算はどれくらいを見込んでいるのか。また、財源補填はあるのか。

税務課長

条例改正の内容が県税の不均一課税であり、税収が減になるので予算措置はされていない。今回の改正は、近居も対象とする他県に例のない軽減措置となっており、地方税法に定める住宅特例控除の適用状況により軽減額が大きく異なり、件数や軽減額の想定が困難なため、影響額の試算はできていない。

なお、この措置は本県独自のものであり、財源補填はない。

星公正副委員長

この条例をつくったそもそもの目的は何か。他県ではまだない制度なのか。

税務課長

この改正は、ふくしま創生総合戦略における子育て支援策の一環として、税のほうでも支援しようとしてつくられたものである。類似の条例改正は、富山県、鳥取県にあるが、それらの対象は同居のみであり、近居まで対象としたのは本県が初めてである。

星公正副委員長

せっかくよい条例をつくったのだから、これを一般に広報するためどのようなことを考えているのか。地方振興局の県税部でアピールするのか、それとも各市町村でアピールするのか。

また、これを検証するのは誰か。税金はその年安くなるが、3世代同居が予定どおりできないといった、後の検証はどのように考えているのか。

税務課長

今定例会で条例改正の議決後に、全力を尽くしてPRしていく。

なお、検証については、件数を税務課で取りまとめ、年度終了時点で検証したい。

星公正副委員長

条例をつくっても、できたことを県報に載せるだけが通例である。この条例改正は非常によいことであり、子育てにこれだけ力を入れていると周知することは、県にとっても非常に必要である。ぜひ、その辺を徹底してほしい。

宮川えみ子委員

せっかく4月1日から本改正条例がスタートするのに、広報活動がおくれると、もう少し早くわかっていればできたのとなる。議案が通るか通らないかという議会との関係はあるが、議案を提案する限りは、4月1日から県民に周知できることが大事であると思う。その点どうか。

また、この適用は、さかのぼりはだめなのか。

税務課長

PRについては、税務課だけではなく、子育て支援課と連携をとりながら実施していく。

なお、4月1日以降の取得について適用となる。

宮川えみ子委員

総58ページ、出先機関設置条例改正の大もとの考え方を聞く。

改正の内容にある狂犬病の予防及び犬の危害の防止は、前から行われていたと思うが、なぜこれが入るのか。

また、動物愛護センターの設置によって、人数、仕事量はどのようにふえるのか。

行政経営課長

動物愛護センターは、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を推進し、ペット動物の殺処分数のさらなる削減に向けた取り組みを行う拠点とすること、また、災害発生時の被災動物救護の拠点とすることを目的として設置する。

もともと県北、県中、県南の各保健福祉事務所で行っていた事務を動物愛護センターに集約して業務を行う。人数は、現時点では10名程度で対応する考えである。

宮川えみ子委員

この条例により、10人ほど採用が必要になると理解してよいか。

行政経営課長

もともと3保健福祉事務所で行われていた事務を集約するので、新たな採用ではなく、保健福祉事務所の職員を動物愛護センターに集めることを予定している。

宮川えみ子委員

議案第32号知事等の給与の特例に関する条例は、今までの20%の減額を15%の減額にするとのことだが、どのような情勢変化を踏まえての提案か。

人事課長

減額率については、民間の給与が引き上げ基調にある社会経済情勢、他県の特別職の減額状況を踏まえて5%引き下げることにした。

他県の状況としては、特例減額実施団体、特別職給与をカットしている団体が、平成18年時点の42団体から28年度は25団体まで減ってきている。また、減額率そのものを緩和している団体についても、26年度は知事1県、副知事4県だったが、28年度は知事5県、副知事6件とふえた。それら全体の状況等を踏まえて、今回は100分の5を引き下げる提案をした。

宮川えみ子委員

議案第33号の改正内容で、自己情報の利用停止請求に係る規定を整備することとある。私はこれを改正しなくてもよいのではないかと思うが、改正の必要性について説明願う。

文書法務課長

指摘の改正内容は、条例新旧対照表の第21条の4に関する部分になる。

個人情報保護条例には、自己情報を県民が開示請求できる制度があり、開示された自己情報について、実施機関が個人情報収集の制限に違反して収集した場合や、条例に例示された規定に該当した場合には、利用停止請求を行うことができる仕組みになっている。今回の改正は、第7条の3を削除する内容だが、これは自己情報の利用停止請求をできる事例の中から、情報提供等記録の利用制限規定を除くものである。

マイナンバー制度の中で、マイナポータルという、マイナンバーに関係する行政機関内部での自分に関する特定個人情報のやりとりを、自宅のパソコン等で確認できるシステムが、ことしの7月ごろから開始される予定だが、そこでやりとりされる記録を情報提供等記録という。その情報提供等記録の利用制限規定に違反した場合に利用停止請求できるところ

から除く改正である。

そもそも情報提供等記録は、目的外の収集、利用が想定しにくい。仮にそういうことがあっても、現在設置されている、強い権限を持った国の個人情報保護委員会が直接的に指導監督命令等の措置を行う制度になった。県でも、これが必要と考へ前回の条例改正に載せていたが、情報提供等記録に関する国民、県民の個人情報保護の権利が守られることは変わらないので、屋上屋を重ねる規定を削除するため今回の改正を提案した。

宮川えみ子委員

東京電力系の2社が、被災事業者向け課税免除制度の対象となっているとの報道があったが、免税額は幾らになるのか。

税務課長

報道のあった2社については、確認書の交付、課税免除の実績はあるが、金額は企業の税務情報のため、回答は差し控えたい。

宮川えみ子委員

ことしに入って市町村職員7人、県職員2人が自殺したとの報道があったが、どういう職場で、どう捉えているのか。

人事課長

県職員が死亡した場合、服務規程に基づいて所属長から死亡報告がある。その状況により自殺であることが明らかな場合は自殺と考えているが、健康上の理由、家庭問題、業務上の悩み等さまざまな要素があり、確認が難しいので、理由は一概には言えない。

市町村行政課長

県内市町村職員の自殺の状況については、把握していない。

当課としては、そういったことがないよう、人事担当者を対象にメンタルヘルスマネジメントの実践研修会を開催し、各自治体においてメンタルヘルス対策を実施してもらっており、引き続きメンタルヘルス対策をしっかりと行っていきたい。

宮川えみ子委員

確認が難しいということは、報道の人数以上に自殺であった可能性もあると思う。警察統計では、去年の自殺者は若干減っているが、復興により今までとは違う仕事、予算、仕組みがあり、非常に複雑な対応が出てくる。実態をよくつかんでもらい、新年度、自殺者が1人でも少なくなるよう対応をよろしく願う。

(3月 9日 (木) 危機管理部)

宮川えみ子委員

危3ページ、地域防災力向上推進事業は、市町村、学校、企業の防災力向上のための見学、学習、訓練に係る経費とのことだが、見学や学習に対する補助はあるのか。新年度はどの程度実施する計画か。

部参事兼危機管理課長

防災総務費の地域防災力向上推進事業は、危機管理センターの運用開始を契機に、昨年からは情報発信等の事業を進めてきたが、今回、新たにふくしま防災ガイドを作成して県の全世帯に配布し、各家庭等で防災についての話のきっかけとし

てもらおう。あわせて、ふくしま防災ガイドを活用した防災講座等が開ける教本も作成、配布し、家庭、学校、企業等において防災学習、講座等に取り組んでもらう。また、防災力向上を推進する中で、県下一斉の安全確保行動訓練等々も企画しており、それらを実施して、防災について考え、学習、企画する事業である。

宮川えみ子委員

危4ページ、防災体制推進費の防災対策強化事業だが、防災士は国家資格なのか。防災士の養成計画とあわせて聞く。また、要支援者の避難対策支援について、具体的な計画を聞きたい。

災害対策課長

防災士は民間資格であり、地域の防災力の専門的な知識を有する方々を養成している。現在、県内で1,800人くらいおり、そのうち今年度末で約480人、25%以上は県が東日本大震災以来、養成してきた。ほとんどの市町村で目標を達成したが、来年度も引き続き養成していく。養成後もフォローアップ事業を行っており、各地域で研修を行っている。

要支援者の支援だが、避難行動要支援者の名簿は各市町村で全部できて、個別計画をつくる段階になっているので、県の担当職員が各市町村を訪問し、具体的にどうすればカバーできるかといった研修会や、具体的な計画の策定を支援する。

また、地域の防災訓練時に市町村と一緒に要支援者の避難行動訓練を行うとともに図上訓練も行い、市町村を支援している。

水野さちこ委員

危9ページ、放射能対策費のふるさとふくしま帰還支援事業について、詳しく説明願う。

原子力安全対策課長

避難地域となった双葉地方広域市町村圏組合に加入している町村、南相馬市、飯館村の各所にウェブカメラを配置し、避難者がホームページまたは市町村が配っている機器を使い、随時、避難地域の現況をカメラを通じて確認できるものを整備している。カメラそのものの整備は既に終えており、来年度はその維持管理費用を計上している。住民が、今の道路の状況、町の状況等の現状をリアルタイムで見られるところが、この事業の特徴である。

水野さちこ委員

カメラは全体で何台あるのか。

原子力安全対策課長

カメラのほかに気象計なども設置しているが、カメラは10市町村全体で184台設置している。

宮川えみ子委員

危4ページ、原子力防災費の原子力防災体制整備事業には避難訓練も入っていると思うが、行政と一部関係者だけではなく、避難訓練を本当に自分のものとして行うことがすごく大事な課題である。新年度はどこで実施し、そういう問題について、どのように総括して行うのか。

原子力安全対策課長

原発事故後の本格的な原子力防災訓練は、一昨年度、川内村で初めて実施し、昨年度はいわき市、今年度は檜葉町と広野町が合同で実施した。新年度も、住民の帰還状況を踏まえながら、避難地域から場所を選定して実施する予定である。

委員指摘のとおり、防災訓練は行政及び関係機関だけが行うものではなく、住民に参加してもらい、訓練を通じて、原子力災害時にどういった行動をとればよいか理解してもらうことも非常に大きな目的なので、できるだけ多くの住民の参加を得るとともに、内容を理解してもらうため、新年度訓練を行う該当市町村と協議して、充実した、住民のためになる訓練にしたい。

宮川えみ子委員

原子力安全監視対策事業だが、廃炉安全監視協議会メンバーの論文で、原子力発電所のトラブルが大変多く、本来の監視、例えば汚染水問題等を集中的に議論することが困難だと述べられていた。監視協議会の昨年1年間の主な事業及びそれを総括しての新年度の目標を聞きたい。

県側では人的対応も含め、監視対策に携わる専門家を補佐して、問題解決を進めていく点について十分な対応ができているのか。

汚染水問題については、集中して検討する必要があると思う。本会議でも答弁があったが、昨年11月から減った水量は6分の1くらいとのことだった。雨季になれば汚染水の量はふえ、結局、汚染水問題は解決されないのではないかと心配する。東京電力の資料が出にくいとも聞くが、それらについて説明願う。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会の大きな目的は、東京電力福島第一、第二原子力発電所の廃炉の取り組み等について内容を確認し、指摘すべきところは指摘することである。

今年度、廃炉安全監視協議会は、部会を除き全体で12回開催しており、内容は、汚染された雨水の話から始まり、燃料の取り出し、年度初めは炉心溶融について集中的に議論した。11月には地震及び冷却停止等もあったので、その点についても現場を見て、会議形式で東京電力の話聞き指摘を行った。

廃炉の取り組み全体の進捗状況の確認が一つの目的なので、新年度も、汚染水対策等に限らず、廃炉の取り組み全体がどのように進行しているのか、課題は何かを協議会でしっかり確認し、必要なことは述べていく。

廃炉安全監視協議会には、現在18名のさまざまな分野の専門家に専門委員として参加してもらい、専門的な見地から意見を述べてもらっている。汚染水問題、燃料の取り出し等、取り組みに応じて専門分野が変わるが、県としては、現在の18人は比較的バランスのとれた専門家が参加していると考えており、現時点で追加等は考えていない。今後取り組みが進み、新たな課題が生じてきたら、課題に応じて必要な専門家を追加で委嘱するなどしていきたい。

汚染水問題だが、委員指摘のとおり、昨年からことしにかけ、建屋に流入する汚染水量は1日平均で約25 t減っているが、それほど大きな数字になっていないのが事実である。

ただ、今進めている凍土遮水壁は、これまで山側遮水壁の5カ所がまだあいていたが、3月3日にそのうち4カ所の凍結が開始されたので、あいているのは1カ所だけである。いきなり全部閉めると、地下水の水位が下がって、建屋の中に入っている汚染水が地下に流出するおそれがあり、慎重に閉めていくとのことなので、具体的にどのような流入抑制効果があらわれてくるか、協議会も含めてしっかり確認しながら、必要な対応をとっていく。

宮川えみ子委員

消防防災ヘリコプターについて聞く。長野県で大きな事故があり、改めて大変な仕事だと思った。新聞報道によると、原因がわかり、総務省から安全運航の徹底を求める通知が出たとのことなので、その点について説明願う。

災害対策課長

本県の消防防災ヘリコプターは、平成10年に導入し現在19年目であり、整備士、操縦士各2名体制で交代で活動してい

る。長野県は県職員だが、本県は民間会社に業務委託をし、同じ操縦士に来てもらっている。

訓練と点検が重要なので、点検については、30日点検、300時間点検、12カ月点検など、機体、エンジンを細かく点検し運航している。訓練についても、基本訓練、山岳訓練、物資輸送訓練などの救助訓練のほか、消火訓練や習熟訓練を行い、万全の対処をしている。

星公正副委員長

消防防災ヘリコプターは、債務負担行為で23億円となっているが、実際に支払われるのはいつか。今回は調査費しか計上されていないようだが、来年納入の際に、一挙に23億円が予算計上されるのか。

災害対策課長

平成29年度は契約だけ行う。機体は30年度に入ってくるので、30年度に支払い、31年度に習熟訓練を行って、31年度に運航開始する予定である。

星公正副委員長

機体は非常に高額だが、一般の機器と違い、入札でどれを選ぶかというのではないと思う。特にパイロットはその機種に非常に精通していなければならない。運航は多分中日本航空だと思うが、中日本航空のパイロット、整備士と県と一緒に協議し、この機体がよいと選定するのか、それとも1回で世界中の規格に合った安いものの中から選定するのか。

災害対策課長

本県に合ったものとして、まず高度、燧ヶ岳が2,356mあるので、そこで救助できる高々度まで上昇できる性能、それと機体の広さ、救命救急活動にはキャビンスペース等が必要なので、入り口及び一定のキャビンスペースがあること、また一番救助が多いのが尾瀬ヶ原なので、そこに30分程度で行ける高速性があることを主な機能として定めている。

指摘のとおり、世界にいろいろな機種があるが、中小型機、ホバリング機能、安全性の機能などについて仕様書を作成し、仕様に見合ったヘリコプターを各社入札して選定することを考えている。

星公正副委員長

古い機体は中古市場に流れるのか、それとも廃棄するのか。

災害対策課長

中古市場に売る予定である。

西丸武進委員

消防防災ヘリコプター更新事業の目的の説明が、「消防防災ヘリコプターの老朽化に伴い更新するため」という表現になっている。その老朽化したヘリコプターはきょうも飛行する状態にあるが、命にかかわることであり、老朽化したヘリコプターには普通乗れない。

この表現は、例えば、「消防防災ヘリコプターの耐用年数が近づいたため」、「更新に伴うため」などにしないと、場合によっては、きょうにでも運航をストップしろとなりはしないかと心配する。その辺の表現方法はどのように考えているのか。

部参事兼危機管理課長

今回、債務負担行為を設定する中で、目的として委員指摘の表現を使っているが、指摘を受けとめ、今後しっかり考えていきたい。

宮川えみ子委員

汚染水について厳しい状況が続いている。廃炉安全監視協議会の柴崎委員の論文で気になった記載があったので、2、3聞きたい。

十分な現地調査の時間がないこと、地層の資料が特に20～30年前のものになると出てこないことが述べられているが、これらはどうなっているのか。

原子力安全対策課長

現地調査の時間がとれない点だが、必要な現地確認は、その都度廃炉安全監視協議会で行っている。福島第一原子力発電所内の調査なので、被曝線量の管理、防護装備の準備等に時間がかかるため、どうしても1回当たりの現地調査時間が、1時間から長くても2時間程度になる。現地調査の回数をふやすことも当然あるので、今後も、必要な現地調査は引き続き実施し、しっかり現地確認をしていきたい。

昔の地層の資料が東京電力から出てこないとの点だが、柴崎委員からは、さまざまな地層、地質、地下水位のデータ等の提供について、我々事務局にも申し出があり、その都度、東京電力から公開できるものは提供してもらい、廃炉安全監視協議会の委員に見てもらったり、委員に直接説明したりしてきた。

今後も、委員から資料の確認が必要との要望があれば、事務局としては、東京電力に求めるなり必要な調査をするなどして、迅速に提供できるようにしたい。

宮川えみ子委員

委員は、20～30年前の資料はもらえたのか。

原子力安全対策課長

今、どの資料が個別具体的には把握していないが、少なくとも委員から要望のあった資料については、東京電力に提供しよう話をし、時間はかかっているが、東京電力でも提供しよう進めている。もし、まだ提供できていないものがあれば、引き続き我々から、東京電力に提供するように話をしたい。

宮川えみ子委員

汚染水をためているタンクが非常に重くて地盤の傾きの問題が出た。その地層を調査するため、表層の地盤改良を要求したとのことだが、それは改良されているのか。

原子力安全対策課長

原子力発電所事故直後に、必要なタンクを緊急的に設置した場所については、地盤改良等が十分でなかった部分もあると思う。その当時は、ずっとフランジタンクでつくっていた。

現在、1日平均500t分くらいのペースでタンクを設置し続けているが、現在は地盤が軟弱であれば、地盤改良して必要な強度を持たせた上で、そこにつくる形で進めているので、強度は足りなくならないと思うが、なお我々としても確認していく。

宮川えみ子委員

2機8億円の自走式ロボットで、格納容器内の調査が行われている。放射線量が余りにも高く十分な調査は難しい状況のようだが、カメラで映された映像が報道されて、結構大きな穴があいていて、格納容器の下に燃料が落ちているのではないかとされている。

以前から説明されている廃炉工程で大丈夫なのか。最近の発表でも変わっていないが、IAEAは、格納容器の下に燃料が落ちているので、今の計画では無理なのではないか、非常に長い時間がかかるのではないかと説明している。カメラで写された映像を踏まえ、廃炉工程の問題は協議しているのか。

また、非常に高い線量下で働く作業員の線量管理の問題はどうなのか。その2点について、非常に県民の関心が高いので、予定も含めて説明願う。

原子力安全対策課長

作業員の被曝管理の点だが、事故を起こした原子炉なので、建屋の中、特に格納容器の周辺はかなり線量が高い。今回のロボット調査に当たっても、格納容器に近づいて操作する必要がどうしてもあるため、作業員が入って十分に安全を確保した上で作業できるよう遮蔽措置をとる、高線量のところは除染をする等の作業にかなり手間取り、時期的にも若干おくれた。

ただ、デブリの取り出し、燃料の取り出しをする上で、今後もこうした高線量下での作業は避けて通れない問題なので、我々としても、一番大事な作業員の安全確保がきちんとなされているか、協議会等でしっかり確認していきたい。

燃料デブリの取り出し方針の決定時期は、国、東京電力においては、ことしの夏ごろに決定すると中長期ロードマップに書いてある。ロボット調査でも想定していたところまでカメラが行けなかったので、計画どおりできるのか心配かと思うが、取り出し方針の決定時期は、現在のところ、国、東京電力ともにことしの夏との方針は変えていないので、我々としては、そのころに何らかの基本的な考え方が示されると思っている。

ロボットによる調査だけでなく、宇宙線による調査やシミュレーション等さまざまな形で炉内の情報は着々と確保されていると思うので、どういう方針が示されるのか、国等の動向を確認している。

宮川えみ子委員

報道されているように現在問題があるのに、今までの工程と同じでは、県民の県と東京電力に対する全体の信用が、非常に微妙になってくる。IAEAから相当時間がかかるのではないかとの意見が出る一方で、工程は今までどおりとなると、信頼性の問題が出てくる。

避難先から戻る方の相当な心配の一つが原発収束の問題なので、県民に対するそれらの情報提供を、見える形でやってほしいが考えを聞く。

原子力安全対策課長

県としても、廃炉の取り組みは安全・安心が第一なので、工程ありきで取り組みを進めていくものではないと考えている。

燃料デブリの取り出し方針の決定スケジュールについては、いろいろな意見があるが、例えば3号機の使用済み燃料プールの燃料取り出しの時期は、本来、今年度中に開始予定だったが、国、東京電力ともずれ込むと言っており、工程は当然動く。

中長期ロードマップに、それぞれの取り組みの時期が書かれているが、それで固定して動かさないものではなく、必要な見直しを行うと策定時に言われているので、必要な時期になれば、全体、各工程を改めて見直し、新たな工程をつくることもあると考えている。

円谷健市委員

県下一斉の安全確保行動訓練（シェイクアウト訓練）について、説明願う。

災害対策課長

シェイクアウト訓練はアメリカ生まれの用語であり、地震が起きたときに、頭を守る、姿勢を低くする、机の下に入るという行動を確保するもので、時間は1分程度しかかからない。全国的にも広がっており、昨年は全国で600万人以上が参加した訓練である。

県では、二本松市で実施した総合防災訓練以降、南相馬市、昨年の会津若松市でも実施している。

円谷健市委員

県下一斉に行うのか。

災害対策課長

基準日を決め、一定の期間、例えば9月1日の防災の日前後の1～2カ月を訓練実施日として、各団体、学校で実施しやすいときに行うことで、できるだけ多くの県民に参加してもらおうのがよいと考えている。

円谷健市委員

危機管理部に機械が整備され各訓練も行われているが、最初の訓練の際、市町村と連絡がとれない状況があった。そういうことが万が一の際にあっては大変だが、現在、機械のふぐあいがいよう訓練しているのか。

部参事兼危機管理課長

危機管理センターに導入している機器について、昨年当初にふぐあいがあったが、その後、システム機器等の保守管理をしっかりと行うとともに、訓練で機器が正常に動くことを確認している。

原子力安全対策課長

先ほどの説明について1点訂正する。

福島第一原子力発電所3号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しの時期は、ロードマップの計画では平成29年度となっていたが、それが延長され、現在の予定では30年度中ごろとなっているので、訂正する。

（ 3月10日（金） 人事委員会事務局）

宮川えみ子委員

来年度は、職員採用候補者試験の受験者確保のため、新たな企画として、企画立案できる体験ゼミや高校生を対象としたキャリア形成説明会を開催することだが、具体的にイメージできるよう説明願う。

採用給与課長

これまで有為な人材を確保するため、試験制度の見直しや広報活動の充実強化などに努めてきた。ただ、やみくもに動くのではなく、ターゲットを明確にし、効果的な情報発信活動を行う必要があるとの観点から、県職員による業務説明会においては、大人数の受講者、県職員志望者に対し、県職員の業務内容、試験制度一般論について説明を行った。

新たに実施した企画立案できる体験ゼミは、県職員の職務内容を具体的にイメージしてもらえるよう、少人数の受講希

望者を対象に、実際に地域社会の課題を解決する命題を与え、それに対する企画立案をグループごとに作成し、県職員として働くことを疑似体験してもらうものである。

高校生を対象としたキャリア形成説明会は、大学3、4年生だけに県職員の魅力を伝えるだけでは不十分との観点から、高校生のうちから福島県への思いを高めてもらう、県職員の魅力を感じてもらうため、会津、福島南、平工業、喜多方桐桜の各高等学校と福島高専に出向いて、出前講座的な説明会を実施した。

宮川えみ子委員

特に不足している土木系など技術系の職員採用に関して、新たな努力事項を説明願う。

採用給与課長

土木、農業土木等、技術系職員の確保がなかなか難しく、平成27年度の大卒試験では、採用予定人員を下回る結果となり、2回目の試験を実施したことを踏まえ、土木、農業土木については、本年度、大卒1次試験の東京会場新設のほか、事務局長が関係部局の職員と直接大学を訪問し、県職員についてのPR活動の展開、郡山での説明会の中で技術系職の説明会をピックアップしての実施、土木系専門誌等への広報活動等に努めた。

29年度の試験についても、1人でも多くの受験者を確保できるよう、そうした広報活動などを展開し、人材確保を進めていきたい。

宮川えみ子委員

公平事務費の中に、職員からの苦情、相談等の処理費用があるが、昨年度の苦情件数と主な内容、また、前年対比の状況について説明願う。

事務局次長兼総務審査課長

不利益処分審査は、平成27年度分は新規案件が2件、終結した案件は、前年度からの引き継ぎがあり3件処理した。本年度は、新規も終結もなくゼロ件である。

昨年度の新規2案件の内容は、1件は市町村立学校職員から、指導改善の研修命令を受けたことでの審査請求、もう1件は再審査請求であり、一度人事委員会が審査を終結したが、その内容が不服ということで、人事委員会に対して再審査を求めたものである。

宮川えみ子委員

県職員の病気休暇がふえる傾向にある。特に土木系は超過勤務も多く、精神的な疾患で休むなど、採用困難な職種は相当厳しい状況である。

今年度、職員の30日以上有病休者数と、そのうち精神疾患数、超過勤務の状況と最大の超過勤務をしている部署について聞きたい。

事務局次長兼総務審査課長

例年10月に行う人事委員会の報告及び勧告に用いるために、毎年、勤務条件実態調査を行っているが、新年度になってから前年度の数字を照会するので、今年度分はまだ把握していない。超過勤務も同じで、まだ調査をしていない。

宮川えみ子委員

休職者の伸びが大変多くなっており心配している。平成26年度は131人で、27年度は156人にふえている。精神疾患も26

年度は90人で、27年度が106人と急にふえており、非常に心配されるので、傾向がわかれば聞きたい。

事務局次長兼総務審査課長

人事委員会の調査によると、心の疾病を原因とした30日以上長期病休者数は、震災直後の平成23年度に増加して以降、高どまりの状況にあり、全任命権者を通じた数字では、27年度が156人、26年度が163人、25年度が164人と余り減らない状況にある。

心の健康の問題については、メンタルヘルスの不調の未然防止が望ましいことから、改正された労働安全衛生法に伴い、任命権者はストレスチェック等の対応を積極的に進めていくとの認識で、その旨、本年度の人事委員会報告でも言及した。

円谷健市委員

職員採用の件で聞く。第2次試験の見直しは、面接を1回から2回にし、そこに民間人を加えるとの理解でよいか。

採用給与課長

委員指摘のとおり、口述試験について2点見直したい。

1点は、多段階評価という観点から、現在の個別面接を1回から2回にするもので、これにより、より深く掘り下げて評価することが可能になるとの観点で実施する。もう1点は、外部の視点という観点から、新たに2回目の面接に、民間の面接員に参画してもらうもので、幅広い視点から、より多面的に評価するとの趣旨から行うものである。

そのような観点で、警察官と民間経験者を除く試験全てで、より人物重視の試験にシフトしていきたい。

円谷健市委員

民間人というのは、どういった方を考えているのか。

採用給与課長

県内に本社を置く企業から、地域、業種などのバランスを考慮してほしい。主に人事管理部門に従事する幹部職員、できれば経営者に参画してほしいと要請してきた。

円谷健市委員

何名を予定しているのか。

採用給与課長

40社弱にお願いし了解を得ている。

円谷健市委員

試験当日、面接には何名の民間人が出席して試験を行うのか。

採用給与課長

大学卒程度の試験と秋に実施する資格免許、高卒という2つの試験のいずれかに参画してもらいたいと考えており、日程等がはっきりした段階で、民間の方に連絡し参画を得たい。

今年度ベースでは、大卒で、2日間を通して一人来てもらうと考えると25名ほど、資格、高卒で8名ほどにお願いすることになる。面接は、面接員3名で1グループになるので、そのうち1人を民間の面接員に参画してもらいたい。

(3月10日 (金) 出納局)

宮川えみ子委員

出1ページ、財務会計システム維持管理事業は、今年度と比べると大分減っているので、理由を説明願う。

出2ページ、支払未済資金償還費について詳しく説明願う。

局参事兼出納総務課長

財務会計電算運営費だが、平成28年度は、年度末を目途に作業している地方公会計システムのための財務会計システムの補修経費として約8,300万円を予算計上しており、29年度はそのような要因がないため、減となった。

支払未済資金償還費だが、県税などの還付金等について一般の方に金を返す場合、送金通知書を送付し、口座振替を希望する場合は口座に送金するが、銀行窓口での納付を希望した場合は、銀行窓口で金を還付する。その方が1年間銀行窓口に行かなかった場合は、一旦県の歳入に組み入れて、その後再度、口座振替などで申請してもらうものである。

宮川えみ子委員

該当者は何人くらいいるのか。

局参事兼出納総務課長

人数については手元に資料がないが、毎年500万円程度、還付金を支出している。

宮川えみ子委員

ずっと取りに行かない人もいるのか。そういう場合はどうするのか。

局参事兼出納総務課長

何年間かかかって還付されるものもあるかと思うが、各人の金額等は承知していない。

星公正副委員長

予算が今年度比1億2,000万円の減というのはかなりの減額だが、職員が減ったわけではなく、財務会計システムの関係で予算が減ったと理解してよいか。

局参事兼出納総務課長

約1億2,000万円の減の理由は、約8,300万円の財務会計システム運営経費のほか、職員費が5,000万円程度減となっている。

会計管理者兼出納局長

今年度は財務会計システムの改修で約8,300万円かかったが、それが今年度で終わるので、その分がそっくり下がるのが一番大きな要因である。

宮川えみ子委員

人件費の5,000万円減というのは、職員が減ったということか。

局参事兼出納総務課長

平成26年度から期限つきで配当されていた部分があり、その部分が29年度からなくなるため、その分の差が出てくる。

星公正副委員長

財務会計システムにかかわる人件費が減ったということか、そもそもの職員が減ったのか。

局参事兼出納総務課長

財務会計システムの関連ではない。職員費が減った理由は、業務のために期限つきで配当されていた人が減ったためである。

宮川えみ子委員

会計管理者説明の中に、公共工事入札及び物品調達については、透明性、競争性、公正性を確保しながらとあるが、現在の物価と人件費の動向を聞きたい。

入札用度課長

物品購入等の契約事務を担当しているが、現在の物価状況がどうかという詳細分析等はしていない。

毎年度、類似の物品を購入する傾向があるが、大きな物品の購入予定価格設定に当たって、一般的な物価水準が上がっている印象は特にはない。契約を行う上でも、大きな変動があるとは感じていない。

(3月13日(月) 監査委員事務局)

宮川えみ子委員

208機関を対象に定期監査を実施することだが、新年度の目標を聞く。

局参事兼監査総務課長

事務事業執行について、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から県民の視点に立った実効ある監査を行うのが大きな目標であり、それに向けて、専門性の向上に努め、執行機関における内部統制の充実を図るとともに、普通会計、企業会計それぞれに重点検証事項を定め実施していく予定である。

宮川えみ子委員

208機関を選定して実施することだが、年によって具体的な方向があると思う。新年度は、どういうところを重点的に監査するのか。

局参事兼監査総務課長

来年度の208機関の選定であるが、本庁機関と大規模公所である建設事務所、農林事務所、地方振興局などは毎年実施し、予算規模の小さな学校などは2年に1回実施しており、前年度実施しなかったところは翌年度実施する形である。特に重点的に公所を選ぶのではなく、基本的には全て実施するが、小さなところについては2年に一度、2年分の決算もしくは期中の監査をしている。